

生命保険料控除申告上の留意点(一般・介護医療保険)

- 1.本証明書は「確定申告」または「保険料控除申告書」に添えてご提出ください。
ただし、旧制度では、契約の年間払込額(配当金を差し引く)が9,000円を超えない場合は、添付不要です。
- 2.本証明書には、本年1月から証明日までの払込保険料および保険料振替貸付金累計額を記載しています。月払契約で証明日以降、本年中に12月分までの保険料を払い込む場合は、「参考」欄の金額を申告してください。なお、来年1月以降に払い込まれた保険料については、来年に繰り越して申告してください。
- 3.配当方法が相殺扱・積立扱の場合は、保険料からその配当金を差し引いた額が証明額(申告額)となります。
- 4.この証明書の記載事項を訂正したり、控除申告以外の目的で使用した場合は無効です。
- 5.本証明書が発行された年金保険は、税制適格特約が付加されていないため個人年金保険料控除の対象となりません。一般の生命保険料控除としてご申告ください。

生命保険料控除申告上の留意点(個人年金)

- 1.本証明書は「確定申告」または「保険料控除申告書」に添えて提出ください。
- 2.個人年金保険料控除申告には、証明書上の「個人年金証明額」欄の金額を申告してください。なお、入院、疾病等の特約保険料および、本年中の税制適格特約付加以前においてお払い込みいただいた保険料は、一般生命保険料もしくは介護医療保険料となります。証明書上の「一般証明額」もしくは「介護医療証明額」欄の金額を一般生命保険料控除もしくは介護医療保険料控除として申告してください。
- 3.本証明書には、本年1月から証明日までの払込保険料および保険料振替貸付金累計額を記載しています。月払契約で証明日以降、本年中に12月分までの保険料を払い込む場合は、「参考」欄の金額を申告してください。なお、来年1月以降に払い込まれた保険料については、来年に繰り越して申告してください。
- 4.配当方法が相殺扱・積立扱の場合は、保険料からその配当金を差し引いた額が証明額(申告額)となります。
- 5.この証明書の記載事項を訂正したり、控除申告以外の目的で使用した場合は無効です。

生命保険料控除税制改正について

平成24年1月1日以降に生命保険会社・損害保険会社と締結した保険契約より、介護医療保険料控除が創設され、「一般保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの控除枠による制度に変更されました。

そのため、平成23年12月31日まで締結した保険契約(旧制度)と平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新制度)では、生命保険料控除の適用が異なりますので留意ください。

① 新制度・旧制度の適用判定について

「適用制度」の表示	申請方法
新生命保険料控除制度	新制度の生命保険料控除にて申告してください。
旧生命保険料控除制度	旧制度の生命保険料控除にて申告してください。

(注)複数の契約があり、新制度と旧制度の生命保険料控除証明書をお持ちの場合で、新制度と旧制度の双方について生命保険料控除の適用を受ける場合、新制度と旧制度の控除額の合計額が申告額となります。(各生命保険料控除枠には上限があります。各生命保険料控除枠の上限は生命保険協会のホームページ等をご確認ください。)

■旧制度適用契約

契約の締結が平成23年12月31日以前であるもの。

■新制度適用契約

契約の締結が平成24年1月1日以後であるもの。ただし、契約日が平成23年12月31日以前でも平成24年1月1日以後に更新・特約中途付加等により所定の契約内容が変更された場合、更新日・特約中途付加日・制度変更日以降の保険料については新制度が適用となります。

旧制度	新制度
全体の適用限度額 (所得税 10万円) (住民税 7万円)	全体の適用限度額 (所得税 12万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除 適用限度額(所得税 5万円) (住民税3.5万円)	●一般生命保険料控除 適用限度額(所得税 4万円) (住民税2.8万円)
	●介護医療保険料控除 適用限度額(所得税 4万円) (住民税2.8万円)
	○その他保険料 生命保険料控除の対象外となる特約等
●個人年金保険料控除 適用限度額(所得税 5万円) (住民税3.5万円)	●個人年金保険料控除 適用限度額(所得税 4万円) (住民税2.8万円)

② 新制度に関する留意事項

1. 配当金(相当額)は本契約に割り当てられる配当金を、生命保険料控除が適用される「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の各保険料によって按分して算出しております。
2. 「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は、法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しております。
3. 上記の3種類の区分に含まれない保険契約(例:身体の傷害のみに起因して保険金が支払われるもの)に係わる保険料は生命保険料控除の対象外となっております。
そのため、実際の保険料と生命保険料控除証明書に記載されている金額が異なる場合があります。